

グループホームなごみの里伊勢田
指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治明星園が設置するグループホームなごみの里伊勢田（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）従業者（以下、「介護従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下、「サービス（介護予防サービス）」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。

1-2 介護予防サービスの提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の認知症の症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス（介護予防サービス）の提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 サービス（介護予防サービス）の提供にあたっては、事業所の介護従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームなごみの里伊勢田
- (2) 所在地 京都府宇治市伊勢田町毛語45番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員兼務)
管理者は、介護従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービス(介護予防サービス)の実施に関し、事業所の介護従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名(常勤職員兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)計画(以下、「介護計画(介護予防計画)」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 13名(常勤職員兼務1名、常勤職員専従1名、非常勤職員専従11名)介護従業者は、必要な介護、世話及び支援を利用者に対して行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1ユニット6名とする。

(介護の内容)

第7条 事業所で行うサービス(介護予防サービス)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業所は、共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下、「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）（以下、「介護計画（介護予防計画）」という。）を作成することとし、当該計画に従いサービス（介護予防サービス）を提供する。

5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第9条 計画作成担当者は、サービス（介護予防サービス）の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画（介護予防計画）を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画（介護予防計画）について利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。

3 計画作成担当者は、介護計画（介護予防計画）を作成した際には、当該介護計画（介護予防計画）を利用者及びその家族に交付する。

4 計画作成担当者は、介護計画（介護予防計画）の作成後においても、介護従業者と実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画（介護予防計画）の変更を行う。

（利用料等）

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（以下、「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該サービスが法定代理受理サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。（ただし、65歳以上で一定以上の所得のある利用者は、負担割合が2割もしくは3割（3割負担については平成30年8月1日適用）になります。）

介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）（以下、「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該介護予防サービスが法定代理受理サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。（ただし、65歳以上で一定以上の所得のある利用者は、負担割合が2割もしくは3割（3割負担については平成30年8月1日適用）になります。）

2 家賃については、月額44,000円を徴収する。

- 3 入居一時金については、不要とする。
- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
朝食 300円/食 昼食 600円/食 夕食 600円/食
- 5 光熱水費については、月額20,000円を徴収する。
- 6 共益費については、月額10,000円を徴収する。
- 7 家電製品の持ち込みを希望される場合は、1台につき日額50円を徴収する。
- 8 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの(嗜好品、理美容代、オムツ代など)の実費について徴収する。
- 9 月の途中における入退居や入退院及び短期利用共同生活介護の利用については、当該月の在籍日数が15日以下であれば半額とする。
- 10 サービス(介護予防サービス)の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 11 法定代理受理サービスに該当しないサービス(介護予防サービス)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス(介護予防サービス)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。
- 12 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 13 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込によって指定期日までに受けるものとする。

(短期利用共同生活介護の利用料等)

- 第11条 短期利用生活介護の利用については、滞在費として、日額2,200円を徴収する。内訳としては、家賃、光熱水費、共益費を30日で日割り計算したものである。
- 2 入居一時金については、不要とする。
 - 3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
朝食 300円/食 昼食 600円/食 夕食 600円/食

(入退居に当たっての留意事項)

第12条 サービス(介護予防サービス)の対象者は、要介護者(要支援者)であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は利用できない。

- (1) 認知症の症状に伴う自傷他害のおそれがある者
- (2) 常時医療機関において治療する必要がある者
- (3) 他の利用者に伝染する疾患がある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症

の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(1) 事業所における感染症が発生し、又はまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 サービス(介護予防サービス)の提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、家族に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対するサービス(介護予防サービス)の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録をするものとする。

4 利用者に対するサービス(介護予防サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害及び地震等の災害に対処するための計画(以下、「消防及び非常災害対策計画」という。)を作成し、関係機関への通報及び連

絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

2 事業所の介護従業者に対し、消防及び非常災害対策計画の周知徹底を行う。

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第17条 サービス(介護予防サービス)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービス(介護予防サービス)に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービス(介護予防サービス)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 個人情報の管理及び開示請求等については社会福祉法人宇治明星園の「個人情報管理規程」に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。

3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス(介護予防サービス)の提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。

4 利用者や家族の個人情報を用いる場合は、サービス(介護予防サービス)の提供開始時に、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所の介護従業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化をはかるため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用者の人権の擁護及び虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護及び虐待の防止等に関する責任者を設置し、指針の整備を行う。

(2) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(3) 利用者及びその家族からの苦情相談については、苦情処理システム体系図に基づき対応する。

(4) その他虐待防止のために必要な措置として、成年後見制度の利用支援及び介護相談員等の受け入れを行う。

2 事業所は、サービス提供中に、介護従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第21条 事業所の事業の運営にあたっては、地域住民又は連合町内会、民生児童委員、学区福祉委員会等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

2 サービス（介護予防サービス）の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、サービス（介護予防サービス）について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を事業所にて閲覧し公表するものとする。

4 地域住民との交流や地域の諸活動に参加するために、町内会へ加入する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者にたいするサービス(介護サービス)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第23条 事業所は、介護従業者、設備、備品及び会計に係る諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービス(介護予防サービス)の提供に係る内容で、次に該当する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 介護計画(介護予防計画)
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 身体拘束や抑制を行った様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 苦情内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して対応した記録
- (7) 運営推進会議の記録

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

2 介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨

を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切なサービス（介護予防サービス）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、事業の運営規定の概要、職員等の勤務体制、その他利用者が当該サービスの選択に資すると認められる重要事項をホームページ等で閲覧できるように努めるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宇治明星園と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成13年10月27日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。